

出願書類	① 受験願書（別記第1号様式） ② 履歴書（別記第2号様式） ③ 最終学校卒業証明書若しくは卒業見込証明書、最終学校修了証明書若しくは修了見込証明書又は検定合格証明書 ④ 受験資格（2）、（3）、（4）、（5）に該当するものにあつては、受験資格証明書（別記第3号様式） ⑤ 写真及び写真票（写真は最近6か月以内に撮影した正面向き、上半身、無帽で縦5cm、横4cmのもの。裏面に氏名を記入のうえ、所定の写真票にはり付けて提出すること。） ⑥ 受験票（受験志願者のあて先を明記して、必ず50円切手をはること。）
受験手数料	受験手数料として2,700円分の熊本県収入証紙を受験願書にはりつけて納入すること（証紙に消印をしないこと。） なお、熊本県収入証紙を納入できない場合は、現金2,700円を現金書留で送付すること。 また、既に納入した手数料は、返還しない。
願書受付期間	平成15年7月9日（水）～7月24日（木） （持参の場合は、午前9時から午後5時までとし、土曜日と日曜日を除く。また、郵送の場合は、7月24日（木）までの消印のあるものを有効とする。）

### 3 受験資格

試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）、都道府県立農業講習施設（学校教育法による短期大学において農業若しくは家政（生活を含む。以下同じ。）に関する正規の課程を修めて卒業した者又は都道府県知事がこれと同等以上の学力を有すると認めた者を受講資格者とする修業年限2年以上のものに限る。）又は財団法人農民教育協会鯉淵学園（以下「鯉淵学園」という。）を卒業（大学院における修了を含む。以下この号において同じ。）した者又は試験の実施期日から起算して1年以内に卒業する見込みの者（鯉淵学園にあつては、農業経営科学科普及専攻または生活栄養科普及専攻の課程を修める者に限る。）
- (2) 学校教育法による短期大学、都道府県立農業講習施設（前号の都道府県立農業講習施設を除く。）、都道府県立蚕業講習所（修業年限2年以上のものに限る。）、都道府県立農業者研修施設（平成12年3月15日農林水産省告示第378号（農業改良助長法施行令に規定する農林水産大臣の定める基準並びに農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を定める件）の3のハに掲げるものに限る。）の養成部門、学校法人自由学園最高学部2年課程又は熊本県果樹園芸講習所（以下この条において「短期大学等」という。）において農業又は家政に関する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業試験の実施期日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年（農業又は家政に関する正規の課程の修業年限が3年である短期大学等の当該課程を修めて卒業した者にあつては、1年）以上に達するもの
  - ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業若しくは家政に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）その他これと同等以上の教育機関における農業若しくは家政に関する試験研究又は教育
  - イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業又は家政に関する技術についての普及指導
- (3) 独立行政法人農業技術研究機構農業技術研修実施規則、旧果樹試験場及び野菜・茶業試験場農業技術研修規程、又は旧農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修規程による研修課程を修了した者で、研修課程修了後試験の実施期日までに、前号ア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年以上に達するもの。
- (4) 短期大学等において農業若しくは家政に関する正規の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者を入学若しくは入所の資格とする教育機関において農業若しくは家政に関する課程を修めて卒業した者で、卒業後試験の実施期日までに、当該教育機関における修業年限と第2号ア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間とを合計した期間が2年（農業又は家政に関する正規の修業年限が3年である短期大学等の当該課程を修めて卒業した者にあつては、1年）以上に達するもの。
- (5) 学校教育法による高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後試験の実施期日までに、第2号ア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期